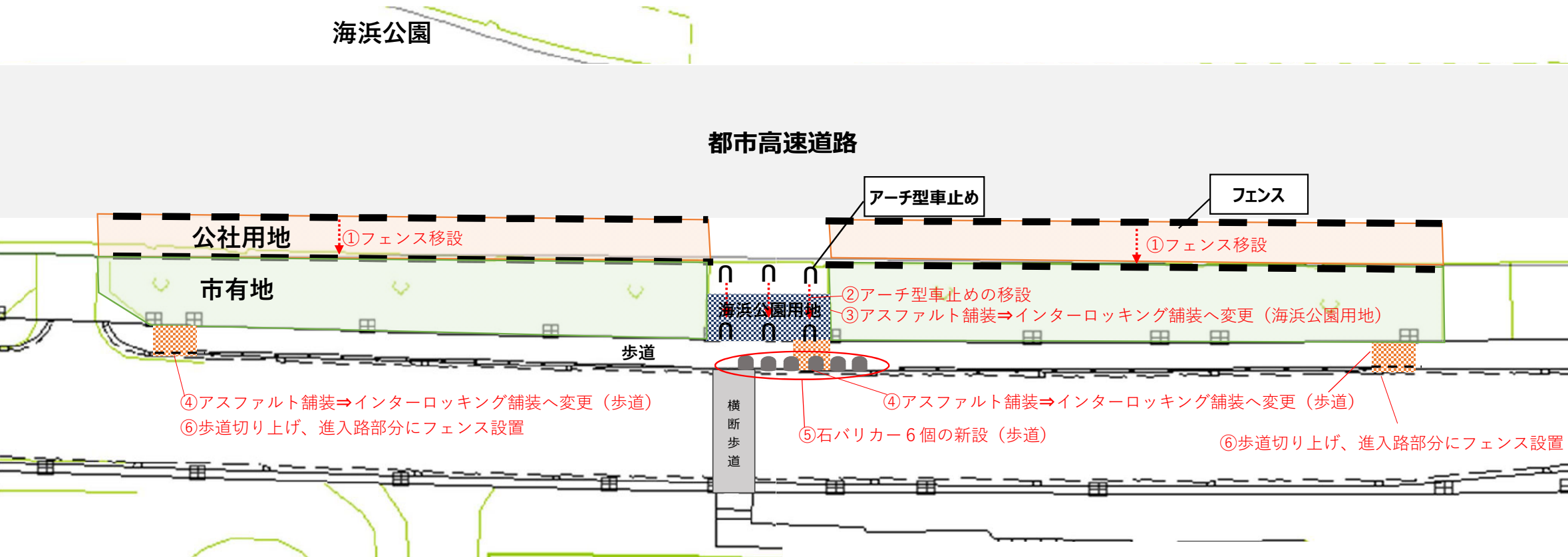




※上記以外の占用物（アスファルト、地下埋設物等）については、借受者の負担にてすべて撤去

※上記①、②、③については、新借受者が公社用地又は海浜公園用地を使用しない場合においても実施が必要

※上記④、⑤、⑥については、新借受者が車両の進入路等として歩道を使用しない場合においても実施が必要